

西淀川区魅力発信サポーター 運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、当区のめざす「活気があり、笑顔にあふれ、常に進化するまち」の構築に向けて、西淀川区の魅力の向上に資するため、その魅力を発信いただく「西淀川区魅力発信サポーター」(以下「サポーター」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(サポーター)

第2条 サポーターは、西淀川区役所(以下「区役所」という。)が行う魅力向上の取組みの趣旨に賛同し、協力いただける16歳以上の個人及び法人その他の団体とする。ただし、18歳未満の個人である場合は、親権者など法定代理人の同意を得たものに限る。

(登録の申込み)

第3条 サポーター登録を希望するものは、申込書類を区長に提出するものとする。

2 区長は、登録が完了したときは、申込者にその旨を通知する。

(活動)

第4条 サポーターは、当該個人のソーシャルネットワーキングサービス、ホームページその他のインターネット上の媒体等により西淀川区の魅力の発信等を行う。

(禁止事項)

第5条 サポーターは、次の各号における行為をしてはならない。

- (1) 政治的活動、宗教的活動、暴力、威力又は詐欺での経済的利益の追求を目的とした活動を行うこと
- (2) 個人・団体等を誹謗中傷すること
- (3) 立入禁止の場所への立ち入りや撮影禁止の場所で撮影すること

(登録の抹消)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消する。

- (1) サポーターから活動を止める旨の申出があったとき
- (2) 第4条の規定に違反したとき

2 前項各号により登録を抹消したときは、区長は速やかにその旨を当該サポーターに通知する。

(サポーター支援)

第7条 区役所は、サポーターの活動が円滑に実施できるよう努めるものとする。

る。

(補 則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 5 月 11 日から施行する。